

記者発表資料	
平成30年4月6日	
担当課 (担当者)	企業立地・支援課 (大野)
電話 (内線)	20-3223 (2520)

## 鳥取市内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を力強く後押しします！

～償却資産に係る固定資産税の特別措置に対する方針について～

現在、通常国会に提出されている「生産性向上特別措置法案」において、国は中小企業等の生産性向上に向けた設備投資を支援するための特別措置を講じることとされています。

本法案が可決、施行された場合、鳥取市では、市内の中小企業・小規模事業者を支援するため、平成30年度から平成32年度の3年間、生産性向上に資する設備投資を行った際に、償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとする特例措置を講じるため、鳥取市議会6月定例会において条例案を提出することとします。

### ◆特例措置の内容（国の方針案）

○以下の要件を満たす設備投資を対象

- ① 国の指針に沿って市町村が策定する導入促進基本計画に基づき中小企業が実施する設備投資
  - ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、先端設備等導入計画を策定
  - ・ 企業の先端設備等導入計画が導入促進基本計画に合致するかを市町村が認定

② 真に生産性革命を実現するための設備投資  
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)

③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資  
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)

※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される

○特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。

○ 当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定。

### ◆特例措置に呼応した国の支援措置

本法案に基づき、鳥取市が固定資産税を3年間ゼロとする方針を表明したことにより、市内の中小企業・小規模事業者は国の各種補助金（ものづくり・サービス補助金等）の優先採択の対象となります。

### ◆参考資料

中小企業庁チラシ